

【表紙】

| | |
|------------|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2022年5月26日 |
| 【会社名】 | 東洋埠頭株式会社 |
| 【英訳名】 | TOYO WHARF & WAREHOUSE CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 原 匡史 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区晴海一丁目8番8号 |
| 【電話番号】 | (03)5560-2701 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員総務部長 渡辺 忠弘 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区晴海一丁目8番8号 |
| 【電話番号】 | (03)5560-2701 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員総務部長 渡辺 忠弘 |
| 【縦覧に供する場所】 | 東洋埠頭株式会社 川崎支店 (川崎市川崎区扇町13番1号) 東洋埠頭株式会社 大阪支店 (大阪市此花区梅町二丁目4番72号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

当社は、2022年3月28日付けで東京地方裁判所において訴訟を提起されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 訴訟の提起があった年月日

2022年3月28日（東京地方裁判所）

(2) 訴訟を提起した者の名称、所在地及び代表者の氏名

1. 名称 : 株式会社京浜バイオマスパワー
所在地 : 神奈川県川崎市川崎区扇町18番1号
代表者の氏名 : 代表取締役 久西 律行

2. 名称 : 出光興産株式会社
所在地 : 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
代表者の氏名 : 代表取締役 木藤 俊一

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

1. 訴訟内容 損害賠償請求事件

2019年4月16日付け「川崎支店で発生した火災に関するお知らせ（第1報）」にて開示しましたとおり、当社川崎支店構内において火災が発生し近隣の施設に延焼しました。これに対し、延焼した施設で発電事業を行っている株式会社京浜バイオマスパワー、また発電施設の所有者である出光興産株式会社より2022年3月28日付けにて、当社に対する損害賠償請求訴訟が提起されたものであります。

2. 損害賠償請求金額

- ① 金37億9,423万8,105円及びこれに対する2019年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払い。
- ② 金2億6,486万7,975円及びこれに対する2019年4月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払い。

以 上